

指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたこととともない、北区政策企画課所管の北区体育施設について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成20年7月14日より事業者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
新潟市北地区スポーツセンター	新潟市北区名目所3丁目1125-1
新潟市太夫浜球技場	新潟市北区太夫浜3900番地2
新潟市濁川運動広場	新潟市北区濁川3947番地1
新潟市南浜運動広場	新潟市北区島見町2-244
新潟市豊栄総合体育館	新潟市北区嘉山488番地3
新潟市豊栄木崎野球場	新潟市北区木崎491番地
新潟市豊栄武道館	新潟市北区川西3-5202-3
豊栄南運動公園野球場	新潟市北区嘉山493番地
豊栄南運動公園屋内ゲートボール場	新潟市北区嘉山493番地
豊栄南運動公園多目的グラウンド	新潟市北区嘉山493番地
水の公園福島潟遊水館	新潟市北区前新田乙493番地
水の公園福島潟木舟水路	新潟市北区前新田乙493番地
阿賀野川公園野球場	新潟市北区高森新田字下川前原4504番地2
阿賀野川公園多目的広場	新潟市北区高森新田字下川前原4504番地2
阿賀野川公園ゲートボール場	新潟市北区高森新田字下川前原4504番地2
阿賀野川ふれあい公園野球場	新潟市北区濁川2833番地先
阿賀野川ふれあい公園多目的広場	新潟市北区濁川2833番地先

北区体育施設 指定管理者 候補者 選定委員会	委員長 五十嵐 久 人 (新潟大学教育学部教授) 副委員長 坂 田 公 一 ((財)日本体育施設協会スポーツ施設研究所主任専門委員) 委員 高 橋 隆 (高橋会計事務所税理士) 委員 小 熊 甚 蔵 (北区体育協会副会長・北区スポーツ振興会副会長) 委員 井 浦 正 弘 (北区長)
指定管理者 (候補者)	新潟市開発公社&ハピスカとよさか 代表者 財団法人新潟市開発公社 理事長 鈴木 広 志 住 所 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69
指定期間 (予定)	平成21年4月1日～平成26年3月31日

<p>選定理由</p>	<p>新潟市北区体育施設の指定管理者候補者の選定にあたっては、1団体からの応募があり具体的な提案をいただいた。北区体育施設指定管理者候補者選定委員会において、応募者から提出を受けた提案書について、北区体育施設管理の安定的な運営姿勢・運営体制、平等公平な使用の確保、コンプライアンス、施設の効用の最大限発揮、管理運営経費の縮減、安全管理、地域交流、モニタリング、収支計画を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。その結果、下記の理由により、上記の団体が最適であるとして選定した。</p> <p>指定管理者制度を十分に認識しており、地域のスポーツ振興と発展に寄与することが期待できる。また、平等・公平な利用者の確保と市民へのサービス・利便性の向上に取り組んでいることや管理運営についても、これまで十分に実績を積んでおり、人材・ノウハウ共に充実している。</p> <p>経営面においても、経営姿勢や管理運営体制が十分に整っており、安定性は評価できる。</p> <p>総合的に優れており指定管理者候補者として、業務遂行可能な能力を有すると判断し選定した。</p> <p>なお、上記の委員会で決定された選定基準・評価結果は別表のとおりです。</p>
<p>スケジュール</p>	<p>第1回指定管理者候補者選定委員会 平成20年6月25日</p> <p>公募要領配布期間 平成20年7月14日～24日</p> <p>資格審査書類受付期間 平成20年7月25日～30日</p> <p>資格審査 平成20年7月31日</p> <p>現地説明会 平成20年8月8日</p> <p>公募要領質問受付 平成20年8月9日～8月15日</p> <p>公募要領質問回答 平成20年8月27日</p> <p>提案事業計画書等の受付期間 平成20年9月11日～12日</p> <p>第2回指定管理者候補者選定委員会 平成20年9月19日</p> <p>公開プレゼンテーション 平成20年10月6日</p> <p>第3回指定管理者候補者選定委員会 平成20年10月6日</p> <p>今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。</p>
<p>所管部署 (問合せ先)</p>	<p>北区役所 政策企画課 豊栄総合体育館 担当者 畠山公昭・倉島克二</p> <p>TEL: 025-386-7511</p> <p>E-mail: toyosaka.gym@city.niigata.lg.jp</p>

別表（選定基準・評価結果）

評 価 項 目		配 点	候補者
1 安定的な経営姿勢・運営体制について（20点×5委員）			
ア	管理運営上の基本的な考え方，理念	25	20
イ	中長期計画を踏まえた当該施設分野等の事業計画	25	18
ウ	天災発生後等の安定的管理運営可能な計画	25	19
エ	良質・適正なサービス提供に必要な認証	25	15
小 計		100	72
2 平等利用の確保（5点×5委員）			
	平等・公平利用への仕組みづくり，障がい者等への配慮	25	21
小 計		25	21
3 コンプライアンス（5点×5委員）			
	指定管理者としての法令遵守体制	25	19
小 計		25	19
4 施設の効用の最大限発揮（25点×5委員）			
ア	利便性向上への新たな取組み・体制	25	18
イ	利用促進への取組み，利用促進策	25	19
ウ	利用者数・施設稼働率拡大計画	25	15
エ	施設の有効活用提案	25	17
オ	安全・効率的な業務履行体制	25	17
小 計		125	86
5 管理経費の縮減（25点×5委員）			
ア	コスト管理中長期計画，実施・改善計画	25	15
イ	事業収支計画の根拠資料等	25	15
ウ	地球温暖化対策	25	19
エ	業務委託内容・金額，事業者選定方法計画	25	17
オ	施設修繕箇所，修繕方法，修繕金額計画	25	17
小 計		125	83
6 安全管理（10点×5委員）			
ア	安心・安全利用への緊急・救急体制	25	19
イ	緊急即応可能な事業体全体・当該施設毎の危機管理組織体制	25	18
小 計		50	37
7 地域交流（10点×5委員）			
ア	地域活性化への地元商店街等との連携	25	19
イ	次世代育成支援法に基づく少子化対策等計画	25	19
小 計		50	38
8 モニタリング（5点×5委員）			
	事業評価制度の実行，PDCAマネジメント等の事業改善	25	17
小 計		25	17
委員（5名）合計		525	373
委員平均		105	74.60

各項目とも以下のとおり5段階評価とした。

- 5・・・非常に優れている。
- 4・・・優れている。
- 3・・・標準的である。（標準的な成果が期待できる）
- 2・・・不十分である。（十分な成果が期待できない）
- 1・・・全く不十分である。（ほとんど成果が期待できない）

評価にあたっては，全項目において標準を満たす63点（3点×21項目）を最低基準の点数と定め，全委員の平均得点がこれを上回ることを審査通過の要件とした。